

27環総政第794号
平成27年12月7日

環境影響評価調査計画書審査意見書

「(仮称)南町田計画」環境影響評価調査計画書(以下「調査計画書」という。)について審査した結果、東京都環境影響評価条例(昭和55年東京都条例第96号)第46条第1項に規定する意見は、下記のとおりである。

東京都知事

舛添要一

記

第1 対象事業

- 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
名称：東京急行電鉄株式会社
代表者：取締役社長 野本 弘文
所在地：東京都渋谷区南平台町5番6号
- 対象事業の名称及び種類
名称：(仮称)南町田計画
種類：自動車駐車場の変更
- 対象事業の所在地
東京都町田市鶴間三丁目4-1 外

第2 意見

【大気汚染、騒音・振動共通】

本事業では、駐車場計画台数は約 2,540 台と既存施設の駐車台数の約 2 倍に増加し、来店車両等の増加に伴う、大気汚染及び騒音・振動など生活環境への影響が予想されることから、予測条件である駐車場利用車両及び将来交通量などの算定根拠を明らかにした上で、予測・評価すること。

【自然との触れ合い活動の場】

計画地中央街区西側と鶴間公園との間の道路は廃道となり、工事の完了後には計画施設と鶴間公園は直接往来が可能となる計画であることから、工事の完了後における自然との触れ合い活動の場の持つ機能の変化の程度について予測・評価すること。

第3 その他

環境影響評価の項目及び調査等の手法を選定するに当たっては、条例第 47 条第 1 項の規定に基づき、調査計画書に係る都民及び周知地域市長の意見及び今後の事業計画の具体化を踏まえて検討すること。

なお、選定した環境影響評価の項目のほか、事業計画の具体化に伴い、新たに調査等が必要となる環境影響評価の項目が生じた場合には、環境影響評価書案において対応すること。